

瀬戸市告示第91号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和3年6月7日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

## 議 案 一 覧 表

第 4 4 号議案	瀬戸市公契約条例の制定について……………	1
第 4 5 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	7
第 4 6 号議案	CD-I 型消防ポンプ自動車（ポンプ 9 号車 ）の買入れについて……………	15
第 4 7 号議案	CD-I 型消防ポンプ自動車（古瀬戸分団車 ）の買入れについて……………	16
第 4 8 号議案	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（は しご 3 2 号車）の買入れについて……………	17
第 4 9 号議案	市道路線の認定について……………	18
第 5 0 号議案	市道路線の変更について……………	20
第 5 1 号議案	令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 4 号）…	別冊
第 5 2 号議案	令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）…	別冊
第 5 3 号議案	令和 3 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 5 4 号議案	令和 3 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 1 号）……………	別冊
同意 第 3 号	瀬戸市監査委員の選任について……………	別途
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報告 第 5 号	令和 2 年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越 しについて……………	別紙
報告 第 6 号	令和 2 年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の 繰越しについて……………	別紙

- 報告第7号 令和2年度瀬戸市一般会計予算事故繰越しに  
ついて…………… 別紙
- 報告第8号 令和2年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越し  
について…………… 別紙
- 報告第9号 令和2年度瀬戸市水道事業会計継続費の繰越  
しについて…………… 別紙

### 3年市長提出第44号議案

瀬戸市公契約条例の制定について

瀬戸市公契約条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の履行に係る業務に従事する労働者等の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備が確保されること並びに公契約に係る事務の質及び公共事業等の品質の向上を図り、もって地域経済の発展及び市民が豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造、業務委託その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、規則で定める公契約をいう。
- (3) 公共事業等 市が行う公共事業及び公共サービスをいう。
- (4) 受注者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約の履行に係る業務（以下「公契約業務」という。）の一部を受注する者（以下「下請負者」という。）をいう。
- (5) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者

(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、受注者等に雇用され、公契約業務に従事する者

イ 自らが提供する労務の対価を得るために、受注者等との請負契約により公契約業務に従事する者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、適正化を図ること。
- (2) 予定価格の算出、相手方の決定その他の入札及び契約に関する事務を適切に行うこと。
- (3) 労働者等の適正な労働環境及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(本市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針の下に公契約に係る施策を総合的に推進するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、第3条に規定する基本方針を踏まえ、公契約に係る市の取組に対し協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- 3 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保に努めるとともに、労働者等と対等な労使関係を構築するよう努めなければならない。

4 受注者等は、下請負者の選定又は資材の調達に当たっては、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めるとともに、下請負者と適正な契約を締結し、適切な下請代金の支払、労働環境の整備及び事業場に係る安全対策の徹底により、公契約業務に係る質の向上に取り組まなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第6条 市長は、特定公契約について、受注者等に対し、労働条件の確保について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し、必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。

(品質の確保)

第7条 市長は、公契約の適正な履行、公共事業等の良好な品質及び労働者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出するものとする。

2 受注者等は、公契約業務の履行に当たっては、適正な履行体制を確保し、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、受注者等に対し、履行体制について、調査を行うことができる。

4 市長は、前項の調査の結果、是正が必要であると認めるときは、受注者等に対し、必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。

5 受注者等は、前項の規定により指導を受けたときは、速やかに是正するために必要な措置をとり、市長に当該措置の内容を報告しなければならない。

(意見聴取)

第8条 市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体の意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

(理 由)

この案を提出するのは、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、労働者等の適正な労働条件及び労働環境の確保並びに公契約の事務の質の向上を図るため必要があるからである。

## 瀬戸市公契約条例案要綱

この条例は、本市の公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、労働者等の適正な労働条件及び労働環境の確保並びに公契約の事務の質の向上を図るため、おおむね次の事項を定めようとするものである。

### 第1 基本方針及び市の責務について

次の4項目を基本方針とし、市の責務として、基本方針の下に公契約に係る施策を総合的に推進することを規定するもの。（第3条及び第4条関係）

- (1) 入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、適正化を図ること。
- (2) 予定価格の算出、相手方の決定その他の入札及び契約に関する事務を適切に行うこと。
- (3) 労働者等の適正な労働環境及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

### 第2 受注者等の責務について

基本方針を踏まえ、公契約に係る市の取組に協力するよう努めなければならない等、受注者等の責務について規定するもの。（第5条関係）

### 第3 適正な労働条件の確保

市長は、特定の公契約について、受注者等に対し、労働条件の確保についての報告を求めることができることを規定するもの。（第6条関係）

### 第4 品質の確保



公共事業及び公共サービスの良好な品質並びに労働者等の適正な賃金を確保するため、市長は適正な積算根拠に基づき予定価格を算出すること及び受注者等は適正な履行体制を確保すること等の取組について規定するもの。（第7条関係）

## 第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和3年10月1日とし、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用するもの。

3 年市長提出第 4 5 号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 2 4 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 3 2 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 8 万 9, 0 0 0 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 2 4 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 3 2 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 8 万 9, 0 0 0 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p>
<p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該</p>	<p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該</p>

納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) <省略>

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられ

納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) <省略>

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である

<p>ることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>業務に関連するものに限る。)</p>
<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>(9) &lt;省略&gt;</p>	<p>(9) &lt;省略&gt;</p>
<p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。</u>)</p>	<p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ</p>

の項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住居を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

2から5まで <省略>

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつ

の項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住居を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

2から5まで <省略>

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来するこ

ては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)

ととなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税

<p>以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
--	---

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条の改正規定 令和4年4月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日

前に支出した改正前の瀬戸市市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、瀬戸市市税条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。



## 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例案要綱

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、瀬戸市市税条例中、おおむね次の事項を改正しようとするものである。

### 第1 個人市民税に関する事項について

- 1 均等割及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするもの。（第24条及び附則第5条関係）
- 2 寄附金税額控除について、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する独立行政法人、地方独立行政法人その他特定公益増進法人等に対する寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを、寄附金税額控除の対象から除くこととするもの。（第34条の7関係）
- 3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を5年延長し、令和9年度分までとするもの。（附則第6条関係）

### 第2 その他

その他所要の事項を改正し、施行期日を改正条項に応じて、令和4年1月1日、令和4年4月1日又は令和6年1月1日とし、所要の経過措置を設けるもの。

### 3年市長提出第46号議案

CD-I型消防ポンプ自動車（ポンプ9号車）の買入れについて  
本市は、次の内容によりCD-I型消防ポンプ自動車（ポンプ9号車）  
を買い入れるものとする。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 買入物件       | CD-I型消防ポンプ自動車（ポンプ9号車）                        |
| 2 形状及び<br>装置 | CD-I型（ハイルーフ型）<br>A-2級ポンプ、ホース延長用資機材及び昇降装置     |
| 3 契約方法       | 指名競争入札                                       |
| 4 買入価額       | 33,660,000円                                  |
| 5 買入先        | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ名古屋支店<br>支店長 伊藤晶広 |

（理由）

この案を提出するのは、CD-I型消防ポンプ自動車（ポンプ9号車）  
の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の  
議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第47号議案

CD-I型消防ポンプ自動車（古瀬戸分団車）の買入れについて  
本市は、次の内容によりCD-I型消防ポンプ自動車（古瀬戸分団車）  
を買い入れるものとする。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 買入物件       | CD-I型消防ポンプ自動車（古瀬戸分団車）                        |
| 2 形状及び<br>装置 | CD-I型（車両総重量3.5トン未満）<br>A-2級ポンプ及びホース延長用資機材    |
| 3 契約方法       | 指名競争入札                                       |
| 4 買入価額       | 22,880,000円                                  |
| 5 買入先        | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ名古屋支店<br>支店長 伊藤晶広 |

（理由）

この案を提出するのは、CD-I型消防ポンプ自動車（古瀬戸分団車）  
の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の  
議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第48号議案

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（はしご32号車）の買入れについて

本市は、次の内容により災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（はしご32号車）を買い入れるものとする。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 買入物件   | 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（はしご32号車）                  |
| 2 | 形状及び装置 | 30メートル級はしご水路管、バスケット、リフター及び先端屈折装置             |
| 3 | 契約方法   | 指名競争入札                                       |
| 4 | 買入価額   | 201,850,000円                                 |
| 5 | 買入先    | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ名古屋支店<br>支店長 伊藤晶広 |

（理由）

この案を提出するのは、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（はしご32号車）の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第49号議案

市道路線の認定について

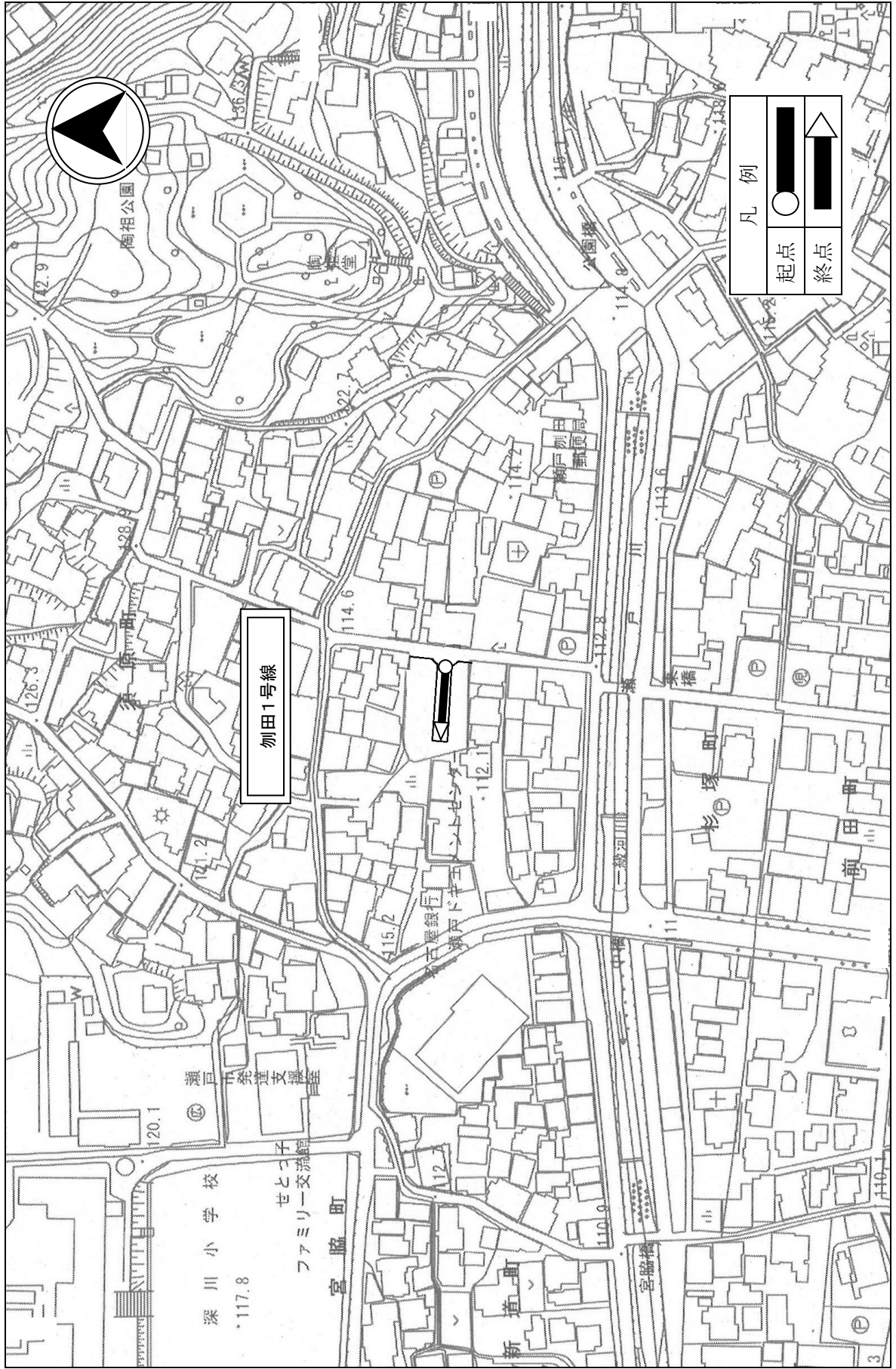
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
02044	勿田1号線	勿田町50番16地先
		勿田町50番12地先

認定路線図



3年市長提出第50号議案

市道路線の変更について

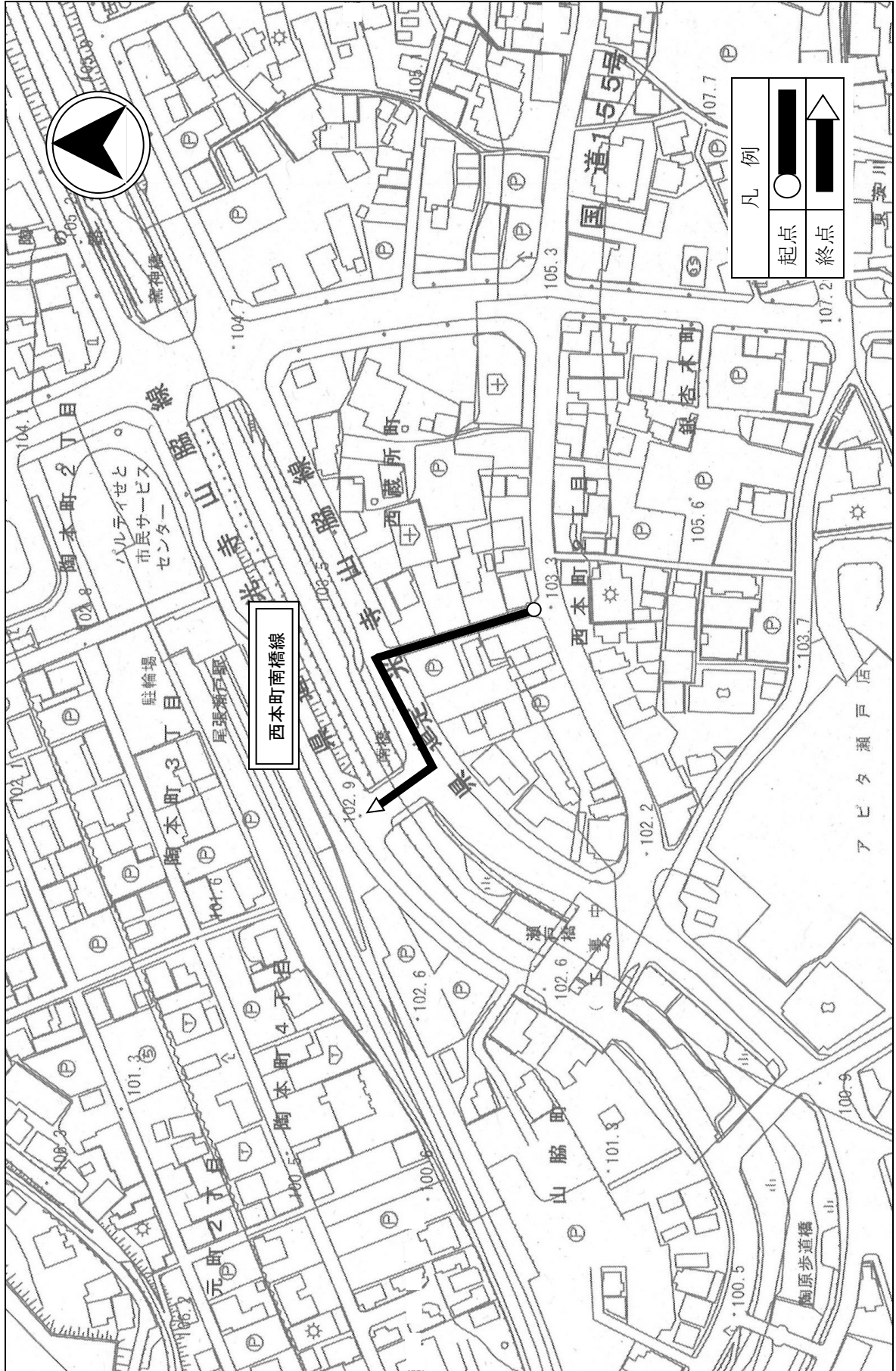
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月7日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
06004	西本町南橋線	前	西本町2丁目32番3地先
			西蔵所町16番地先
		後	西本町2丁目32番6地先
			西蔵所町12番5地先

認定路線図（変更前）





認定路線図 (変更後)

